

W01202662号-4

平成 18 年 12 月 11 日

日本原燃株式会社 殿

ロイド・レジスター・ジャパン (有)
代表取締役 クリス ウォルター



平成 18 年度 第 2 回定期監査 報告書 (その 4) 埋設事業部の監査結果

1. 一般事項

依頼法人	日本原燃株式会社 〒039-3212 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駱字沖付 4-108
監査名	平成 18 年度 第 2 回定期監査
監査対象部門	(その 4) 埋設事業部
監査場所	日本原燃株式会社 濃縮・埋設事務所
監査実施日	平成 18 年 11 月 27 日、28 日
担当監査員	(ロイド・レジスター・ジャパン) <input type="text"/> 、 <input type="text"/>

2. 平成 18 年度 第 2 回 定期監査の視点

2.1 これまでの監査経緯

今回の監査視点を後述するが、先ず、これまでの定期監査の概略経緯をまとめておく。

(1) 第 1 回定期監査(平成 16 年度第 1 回)

日本原燃株式会社殿(以下、JNFL という)の「品質保証体制の確立に係わる改善策(以下、「改善策」という)」が、その実行の規範となる規定文書類に適切に反映されているか否かを評価した。但し、埋設事業部は監査対象ではなかった。

(2) 第 2 回定期監査(平成 16 年度第 2 回)

品質保証室をはじめとする室部門の品質保証活動が、「改善策」を反映した規定文書類の手順に従って的確に実行されているか否かを評価した。水平展開の位置づけで、監査対象の一部に埋設事業部が加わった。

(3) 通算第 3 回定期監査(平成 17 年度第 1 回)

上記第 2 回目の監査で対象とした活動内容が維持・継続・改善されているか否かを観察する中で、それぞれの活動項目における PDCA の展開度の確認に注力した。

(4)通算第4回定期監査(平成17年度第2回)

「改善策」として取り上げられた事項を中心に、監査項目を任意抽出する態様を取り、品質保証活動のPDCAの展開継続状況の確認を行った。

(5)通算第5回定期監査(平成18年度第1回)

「改善策」及び「品質システムの基本事項」の中から任意抽出した項目について、品質保証活動のPDCAの展開継続状況を確認するとともに、一部の部門に対しては当該部門が担当する特有業務を抽出して、その開始から終了までの一連の業務実施状況を監査した(プロセス監査)。このプロセス監査は、従来の横糸的な(項目ごとの)監査だけでなく、縦糸的な監査(業務プロセスを対象にした監査)を取り入れたものであり、実際の業務への品質システムの定着状況を評価するうえで有効であった。

2.2 平成18年度第2回定期監査(今回)の視点

これまでに実施された5回の定期監査を通じて、「改善策」の実施状況についてはPDCAが一巡し、その過程を通じて、常時の品質保証活動にPDCAを意識する機運が根付きつつあることを観察してきた。また、業務を個人の温度差なく的確に実施するための規定文書類も充実してきた。

こうした背景に鑑みて、今回の監査では表1に示す項目の中から監査対象を選択することとし、監査過程では常に「改善策」を念頭に置くものとした。

表1 実地監査の対象項目と注力点

A	(大小を問わず)何らかの工事発注から検収に至る一連の活動に係るプロセス監査
	注力点： ①仕様書の作成・承認、②発注先からの提出図書のレビューと承認、③文書管理、④製造段階の管理(記録確認、立会など)、⑤不適合管理、⑥検収、⑦関連記録の整備、等
B	何らかの範囲の運転・試運転行為に係るプロセス監査
	注力点： ①実施要領書の策定、②その改正、③管理監督状況、④作業員からの記録、⑤その点検・承認、⑥関連部門との連携、⑦発生したトラブル/不適合(ヒヤリ・ハットを含む)の分析・評価/処置/報告、⑧改善/再発防止への取組み(教育及び小集団活動対応等を含む)、⑨完結段階での記録の整備・保管、⑩規定類の改正要否の検討、等 注：アクティブ試験に関連した活動については本カテゴリーの中で扱い、サブテーマごと(担当部門ごと)に重点的に監査対象とする。
C	何らかの保守・保修活動に係る監査
	注力点： ①実施要領書の策定、②その改正、③外注を使用した場合は管理監督状況、④作業員からの記録、⑤その点検・承認、⑥改善への取組み、⑦終了段階での記録の整備・保管、等 注：アクティブ試験の結果として実施された保修活動(改修活動)については、重点的に監査対象とする。
D	品質保証活動として重要な基本事項に関する監査
	①事業部長レビュー、②教育・訓練(技術・技能認定制度を含む)、③不適合(システム不適合を含む)及び是正処置、④内部監査、⑤調達先監査、⑥品質記録、等

表1におけるA、B、C項は、プロセス監査に属するものであり、各部門の定常業務の流れの一区切りを対象として実地監査を行ない、当該業務を遂行する過程で、各種の規定文書類の定めを適格に適用しているか否かを検証するものである。

3. 監査の態様

監査は文書監査と実地監査に大別され、監査対象部門ごとに2名の監査員で対応した。

文書監査は、意図する品質保証活動の理念や実行手順が規定文書類に適切に織り込まれていることを確認するものである。これまでの定期監査の過程で既に多くの規定文書類を文書監査対象にしてきたので、被監査部署に新規制定又は改正された規定文書類（規程、要則、要領、細則、マニュアル類）がある場合のみ紹介を受けることとした。

実地監査は、「決めたことを、決めた通りに実践・実行しているか否か」を評価するものである。従って、監査対象部門に対しては、監査事項ごとの実践・実行状態が評価できるエビデンス（帳票・記録類）の提示を求めると共に、説明を求めた。説明内容が不十分である場合には質疑応答を行った。エビデンスが複数ある場合は、監査員が任意にサンプリングを行うことによって、被監査側が意図的に特別なエビデンスのみを準備することを回避した。この態様は従来の定期監査と同様である。

今回も注力したプロセス監査は基本的に実地監査に属するが、格好のプロセス監査対象がない部門に対しては、表1のD項を適用した一般監査を行うこととし、該当する活動の品質記録の閲覧とヒヤリングを行いつつ、PDCAの展開継続状況が維持されているか否かを監査した。

4. 評価の基準

■文書監査では、次のいずれかを基準とした。

① 品質保証活動への要求事項として策定された「改善策」*

*：「再処理施設 品質保証体制点検結果報告書(改訂)」の添付17に示される「品質保証体制の改善策の具体的内容」

② JEAC 4111-2003

③ 監査対象としている社内規定の上位規定及び関連規定類

■実地監査では、品質保証に係る活動の実行状況の適切性を確認するという目的に照らして、当該実行行為を律している規定文書類の最新版を監査基準とした。

5. 監査結果の評価表示

監査結果は下記の区分で表示することとした。部門ごとの監査事項が複数であり総合所見が「良好」という判定であっても、該当する事項が観察された場合には提起してある。

区分	定義
指摘事項	要求事項が実践・実行されていない事項。不適合であり是正が必須。
観察事項	規定文書類に定められている要求事項がほぼ実践・実行されているが、その実践・実行の程度が必ずしも十分でないため、何らかの改善を期待する事項。
提言事項	規定文書類に定められている要求事項が実践・実行されている。その上で、今後のより優れた運用を期待して参考提言する事項。 提言事項の採否は、受審者の任意でよい。

6. 監査結果

埋設事業部の各部署に対する監査結果の詳細を添付—1に記載した。監査の日程と出席者を添付—2に示す。

埋設事業部に対する総括所見は、下記の通りである。監査にサンプリング方式を適用したので、ある特定の場면을観察したという一面もあるが、大網的には実態を捉えていると見てよい。なお、全社対象の総括については「全体総括編（W01202662号-0）」を参照していただきたい。

① 「指摘事項」及び「観察事項」は観察されない。

サンプリング方式を適用して規定文書類及び帳票・記録等を閲覧しつつ説明を受けた範囲では、このたび監査対象としたいずれの部門にも「指摘事項」及び「観察事項」は観察されなかった。「提言事項」も埋設事業部全体で2件である。すなわち、決めたルールを決めた通りに守りつつ業務が遂行されている状況が、前回の監査時点以降も維持・継続されていると見なせる。

② 「品質保証に係る活動」のPDCA展開が維持・継続されている。

一般に、実施した業務の中でトラブル／不具合を経験したための是正又は予防を検討する過程、あるいは、何らかの改善を図る過程で、PDCAが展開していく。その具体的な現れの一つは、規定文書類の新規制定や改正である。

埋設事業部に対するこのたびの監査では、全ての部門を対象にしたわけではなく、また、文書監査を適用しなかった部門もあるが、幾つかの規定文書類の新規制定や改正が紹介された。品質保証活動に係るPDCA展開が維持・継続されている一つの証と判断する。

土木課では、外注した工事が完了した折に「工事完了後の所見（問題点及び改善点の提案等）」の提出を外注先に要請し、報告会を開催する仕組みが構築されている。後続の工事に反映させることを目的としたものであり、こうした仕組みの中からPDCA展開が図られていくものと期待できる。

③ プロセス監査の結果は良好である。

前述したように、前回の定期監査からプロセス監査を導入した。今回、埋設事業部に関しては、4案件についてプロセス監査を実施した。その対象分野は、埋設設備の工事、廃棄体の検査、クレーンの定期点検、線量当量等の測定であった。監査の詳細は、部門別の監査結果（添付－1）に示すが、いずれの監査結果も総じて良好であり、日常の業務プロセスが所定のルール／手順に従って適切に展開されていることを検証した。「提言事項」1件を提起した。

④ 品質保証活動として重要な事項に関する監査結果は良好である。

プロセス監査を適用しなかった部門に対しては、表1のD項に基づいた監査(一般監査)を実施した。部門に応じて、①事業部長レビュー、②教育・訓練、③不適合（システム不適合を含む）及び是正処置、④内部品質監査、⑤調達先管理、⑥品質記録、等から任意に監査テーマを選択したが、この分野で1件の「提言事項」を提起したのみであり、全体として品質システムは良好に機能していると判断する。

⑤ 前回の定期監査での「提言事項」が前向きにフォローされている。

前回の定期監査で提起した「提言事項」は採否任意の位置づけであったが、全項目が前向きに捉えられ、改善策が検討されていた。その対応に敬意を表したい。コメントに対する強制感によるものではなく、納得づくでの改善として策定され、業務に生かしていただけるとすれば幸いである。

⑥ 小集団活動が展開されている。

ボトムアップ型品質システム向上を志向する「小集団活動」が全社大で展開されている。テーマは「ヒューマンエラー防止」であり、埋設事業部も管理層の理解の下で推進された状況を観察した。今後とも実のある活動として定着させるには、①全組織部門の参画意識をいかに持たせるか、②一過性でない活動に相応しいテーマをいかに企画していくか、③成果の有効活用状況を参画した組織に示しえるか、がポイントであると心得る。推進窓口部門が継続的役割りを発揮していくことを期待したい。

以上

埋設事業部に関する監査結果
(部門別の詳細版)

部門別 監査結果 (埋設事業部 No. 1)

被監査部門	埋設事業部 安全管理部 品質保証課	備考
監査実施日	平成 18 年 11 月 27 日	(参照規定類、等)
<p>(文書監査)</p> <p>1. 規定類の改正 品質保証課が所管する規定類の幾つかが過去半年の間で改正されているが、その改正の主な理由は次のいずれかであり、品質保証の基本に係るものはない。 ①6月30日付の組織改正に対応したもの ②保安規定の改正を反映したもの なお、上記の組織改正に際して、旧規定類での「読替え処置」を適用したものはなく、新しい組織に対応するよう、全てがタイムリーに改正されている。また、改正来歴は必要十分な深みを持って整備されている。</p>		
<p>(実地監査)</p> <p>1. 品質管理文書の適正化 品質保証課では、課の業務目標として「品質管理文書の適正化」に取り組んでいる。去る4月以来、埋設事業部内の「要領」と「細則」を対象にして、分かり易い文書になっているか、内容が陳腐化していないか等の観点で、規定の各項目が具備すべき内容、主語と述語の明確化(責任の所在の明確化)などに注力した点検を実施している。点検に際しての個人差の発生を避けるために、点検の視点を定めて、去る4月から評価を開始し、9月末には「要領」と「細則」の全78件について改正の要否をまとめ、品質保証検討会で報告している。今後、各要領/細則の所管部門、ならびに一部は濃縮事業部の協力を得て、今年度末までに適正化を完了する目標になっているので、成果を期待したい。</p> <p>2. 内部品質監査の推進 品質保証課は、埋設事業部内の内部品質監査の事務局および監査実施の業務を担当している。平成18年度では、上期に7部門、下期に7部門の監査が終了しており、監査に際しては、監査の視点を定めて監査チームとしての認識合わせが行われている。提起された観察事項及び要望事項に対しては、従来から管理表によるフォローがなされていることを確認した。</p> <p>4. 調達先監査 品質保証課の業務目標として掲げて検討している協力会社への定期的な調達先監査については、調達先による問題が現在発生していないことに鑑みて、当面、実施しないとの方向にしている。</p>		
<p>(第三者監査所見) 上記の監査範囲において、品質システムは良好に機能していると判断する。</p>		
<p>(提言事項) 内部品質監査の報告書には、監査所見(結論)が記載されているが、何をどの様に監査して結論を導いたかに関して、より深みのある記述が望まれる。これは、後続の監査員が適切な検査計画を策定するためにも有効であろう。実質的には、右記の規定の再検討となる。</p>		内部品質監査 実施マニュアル G50052-001-05 (様式-5)

部門別の監査結果 (埋設事業部 No. 2)

被監査部門	埋設事業部 埋設計画部 計画 G	備考
監査実施日	平成 18 年 11 月 27 日	(参照規定類、等)
<p>(文書監査)</p> <p>埋設事業部における教育・訓練の窓口は計画 G が担当であり、右記の要領が改正された。主な改正点は以下の通りである。</p> <p>① 事業部教育・訓練計画の様式が作成され、事業部内で統一したものとした。</p> <p>② 前回の監査における進言を受けて、「教育履歴管理システム」の説明及びアクセス方法が記述された。</p> <p>③ 事業部及び各部門の教育・訓練計画の承認者が明確に区分された。</p> <p>④ 組織変更等による改正等</p> <p>規定類の適正化(事業部の業務計画テーマ)の一環として適切な改正である。</p>		教育・訓練要領 E53001-003-04
<p>(実地監査)</p> <p>埋設計画部ではプロセス監査の対象となる業務がないため、品質保証活動として重要な基本事項に関する監査を行った。</p> <p>1. 事業部長マネジメントレビュー</p> <p>平成 18 年度の埋設事業部の業務計画について、実行状況を監査した。各テーマは計画に従って実施され、PDCA 展開適切に維持されている。事業部長からは、資格試験合格率増に向けて所属長への注意喚起を行うこと、及び ISO 推進者育成後の役割を明確にすべしとの適切なコメントが出されていることを確認した。経営トップから教育の重要性を指摘されたものであり、心強い。</p> <p>2. ヒューマンエラー防止 小集団活動</p> <p>計画 G は埋設事業部における本活動の事務局として、関連協力会社と合同で 8 サークルを結成した。監査当日、8 サークルの報告会が事業部長出席のもとで行われ、全社大会への代表チームが決定されることになっている。計画 G では日本レコードマネジメント社と組み、「保管図書等に関するルール遵守の徹底」をテーマに活動が行われた。</p> <p>小集団活動は本来ボトムアップ型の活動であるが、上層部のバックアップもあって活動も盛り上がってきた。この活動の継続・発展を期待したい。</p> <p>3. 教育・訓練</p> <p>教育履歴管理システムを活用することが教育規程で定められた。埋設事業部の事務局として、教育履歴管理システムを活用すべく、上記の教育・訓練要領を改正している。各個人が教育実績の記録を入力していることを抜取りで確認した。全社的に本システムの活用を軌道に乗せるにはまだ時間を要すると思われるが、今後とも全社の推進役である能力開発 G と調整して進められることを期待したい。</p> <p>4. 内部品質監査 受審結果</p> <p>計画 G に対する埋設事業部の内部品質監査では、指摘・観察及び要望事項はなかった。</p>		
<p>(第三者監査所見)</p> <p>上記の監査範囲において、PDCA 展開を含めて品質システムは良好に機能していると判断する。</p>		

部門別の監査結果 (埋設事業部 No. 3)

被監査部門	埋設事業部 低レベル放射性廃棄物埋設センター 埋設技術課	備考 (参照規定類、等)
監査実施日	平成 18 年 11 月 27 日	
<p>(実地監査)</p> <p>1. 施設確認実施要領の改訂</p> <p>直近の 11 月 10 日付で改定されている右記の要領を抽出して監査対象とした。埋設設備が国の基準に適合していることを確認する要領であり、このたびの改正は外部要因に基づくものである。具体的には、原子力安全基盤機構 (JNES) の確認手順の変更をタイムリーに反映している。</p> <p>改正来歴は必要十分な詳細度で記述されている。作成/調査/承認に関する関係者数が従来よりも増えているが、これは会社の稟議規程の変更に伴うものである。本要領は保安規定に基づく活動に係るため、定めに従って埋設安全委員会の審議を経ている。</p> <p>2. 協力会社との双方向コミュニケーション</p> <p>埋設技術課では、協力会社との双方向コミュニケーションの充実に関する対応として、従来から「工程会議」における協力会社からの要望事項に対する回答励行に注力している。去る 6 月 9 日に開催された工程会議において、埋設技術課に関係する 3 件の要望事項が出されているので、そのフォロー状況を確認した。品質保証課が取りまとめる「意見・要望等情報管理票」においてフォロー管理が行われており、当該 3 件が決着していることが検証できた。</p> <p>3. 緊急時対応の訓練</p> <p>連絡責任者及び当番者を対象にして、緊急時の実務対応を反復訓練するものである。</p> <p>年間計画に基づいて、例えば下記の訓練が実施され、訓練記録が整備されていることを確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> (7 月度) 当番者による現場対応訓練 (9 月度) 緊急時の社外報作成・FAX 発信訓練 (10 月度) 携帯電話を用いた非常招集訓練 		<p>施設確認実施要領 E51801-003-21</p>
<p>(第三者監査所見)</p> <p>上記の監査範囲において、品質システムは良好に機能していると判断する。</p>		

部門別の監査結果 (埋設事業部 No. 4)

(1/2)

被監査部門	埋設事業部 低レベル放射性廃棄物埋設センター 土木課	備考 (参照規定類、等)
監査実施日	平成 18 年 11 月 27 日	
<p>(文書監査)</p> <p>土木課では規定類適正化の一環として、17 件の規定類が見直された。組織変更、細則から手順書への変更が主な理由である。右記の 2 件は、従来一般文書であったものを正式な規定(手順書)として発行したものである。これは品質システム(文書管理)の改善活動として、適切に P D C A が展開されている一つの証として評価できる。</p>		<p>土木工事共通仕様書 G51901-017-00</p> <p>土木工事安全仕様書 G51901-018-00</p>
<p>(実地監査)</p> <p>今回は埋設設備充てん業務及び巡視点検業務のプロセス監査を行ったので、今回は 2 号埋設設備のうち 2 次(構築)工事をプロセス監査の対象に抽出した。</p> <p>(I) 埋設設備構築工事に係るプロセス監査</p> <p>この工事は平成 15 年度に外注(請負)工事として発注され、平成 18 年 9 月に完了したものであり、調達から工事完了までのプロセスを監査した。</p> <p>1. 調達管理及び工事仕様書の発行</p> <p>規定類に従った調達先評価、事務手続き(発注先推薦等)及び発注仕様書の作成が適切に実施されている。</p> <p>2. 工事に係る提出書類の承認</p> <p>工事着手前打合せで綿密な調整が行われ、提出要求書類に反映されていることを確認した。これによって、発注仕様書と工事要領書等の関連書類の対比確認もスムーズに進み、受注先からの提出書類のレビュー・承認が工事開始前に完了している。</p> <p>3. 実工事に係る管理・承認</p> <p>週間及び日々の作業計画(平成 18 年 4 月 28 日を抜取監査)が受注先と調整され、実績とともに文書管理されている。安全管理事項、点検状況の確認、J N F L パトロール実績も記録され、J N F L の承認も適切になされている。</p> <p>工事途上での立会が適時実施され、適切に合否判定されていることを、側壁廃棄体支持架台天端測定結果記録(平成 18 年 6 月 5 日)で確認した。</p> <p>4. 作業者の資格の確認及び測定機器校正記録</p> <p>作業者の資格確認及び使用機器の校正記録(コンベックスの校正記録を抜取り確認、一次標準までのトレーサビリティも問題なし)も確実に管理されている。</p> <p>5. 実工事終了に伴う処置</p> <p>受注先及び J N F L 関係者合同で、工事完了の最終検査がなされた。完了報告書(記録類含めた関連文書)が受注先から提出され、工事検収が契約期限内に終了した。竣工届、最終検査における検査担当、最終決裁者が複数名になっているので責任者を明確にすることが望まれる。</p> <p>次期構築工事に反映させることを目的に、工事实施に伴った問題点及び改善点を抽出した文書が提出され、報告会がもたれた。この議事録も適切に記述されている。この要求は発注仕様書に規定されており、業務改善に非常に有効なものである。品質システムの改善活動が定着している証しであり、高く評価できる。</p>		

<p>6. 関連部署への工事完了連絡</p> <p>工事完了（平成18年9月28日）とともに、工事完了報告が運営課に通知され、必要な工事記録も添付されていることを確認した。本事項をもって、一連の2号埋設設備のうち2次（構築）工事が適切に完了したことを確認した。</p> <p>7. 工事関連記録の整備・保管（文書管理）</p> <p>工事関連記録類は課内規定に従って、表紙ラベル及びデータベース等で明瞭に区分管理されていることを確認した。埋設事業部においては、統一した方法で記録類が非常に良く管理されている。適切な文書管理システムと評価できる。</p> <p>（Ⅱ）一般監査</p> <p>1. ヒューマンエラー防止 小集団活動</p> <p>土木課では現場施工JVと合同で小集団活動（メンバー11名）が行われている。ヒヤリハットが発端となってテーマ選定された（テーマ：埋設地内における走行ルールの明確化）。今後も継続した活動を期待したい。</p> <p>2. 内部品質監査の受審結果</p> <p>土木課に対する埋設事業部の内部品質監査では、指摘・観察及び要望事項はなかった。</p>	<p>設計図書管理手順書 （土木課） G51901-019-00</p>
<p>（第三者監査所見）</p> <p>上記の監査範囲において、品質システムは非常に良好に機能していると判断する。</p>	

部門別の監査結果 (埋設事業部 No. 5)

被監査部門	埋設事業部 低レベル放射性廃棄物埋設センター 運営課	備考 (参照規定類、等)
監査実施日	平成 18 年 11 月 27 日	
<p>(実地監査)</p> <p>1. プロセス監査</p> <p>下記の 2 件の業務に関して、スタート段階から完了段階までの一連の業務プロセスが各種の規定類の定めに従い、適切に実施されているか否かを確認するべく「プロセス監査」を適用した。</p> <p>(1) 廃棄体の検査</p> <p>運営課のルーチン業務として実施されている廃棄体の検査に関して、平成 18 年 10 月 2 日に実施された「160 本の検査」を任意抽出して、各種の帳票/記録の整備状況を監査した。当該検査の詳細手順は右記の規定に定められており、その手順通りに検査が実施されたことをエビデンスに基づいて検証することができた。</p> <p>(2) 2 号クレーンの定期点検</p> <p>この業務は運営課が発注した協力事業者によって実施されている。下記のステップを踏んで当該業務が適切に実施されたことを、エビデンスを確認しつつ検証することができた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①実施稟議書の作成と、その決裁 ②調達先評価表(工事实績、品質管理状況、財務状況等)による候補業者の選定と、契約担当部門への回付 ③要求仕様書の発行 ④要求仕様書に応じて提出された定期点検計画書及び各種文書類の承認(協力事業者との読合せ会の実施等に対応) ⑤提出要求をした図書/資料類の最新版管理(台帳による管理) ⑥予め定めた「立会」の実施 ⑦検査に使用された計測器に関する点検・校正記録の確認 ⑧検収手続き <p>2. 前回の提言事項のフォロー状況</p> <p>前回の定期監査(平成 18 年 5 月)において、下記の提言事項(採否は任意)を提起した。運営課においては、当該提言事項を前向きに捉えて、フォロー活動が実施されたことを確認した。下記に提言事項を再掲し、その下段にフォロー状況を付記しておく。</p> <p>■提言事項(判定基準、及び点検成績書の記載方法)</p> <p>保守活動は良好状態にある。より優れた運用を期待して下記を参考提言する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 判定基準は受注先企業の社内基準流用したものが多く、重要な点検項目については JNFL 殿の要求仕様として提示できるように今後検討する。 → 判定基準を明記した手順書の作成を小集団活動にて取り組み、平成 18 年度末を皮切りに設備毎に順次制定していく予定。 ② 点検成績書の記載方法の改善(判定者の明確化等) → 判定者を明示した記録様式を平成 19 年度の定期点検から適用する予定。 		
<p>(第三者監査所見)</p> <p>上記の監査範囲において、品質システムは良好に機能していると判断する。</p>		

廃棄体検査管理細則
F51802-002-16

部門別の監査結果 (埋設事業部 No. 6)

(1/2)

被監査部門	埋設事業部 安全管理部 放射線管理課	備考
監査実施日	平成 18 年 11 月 28 日	(参照規定類、等)
<p>今回、初めて放射線管理課の監査を実施した。放射線管理課は、埋設事業部と濃縮事業部における両方の放射線管理業務を担当しているが、埋設事業部の関係業務を監査対象とした。</p> <p>(文書監査)</p> <p>プロセス監査に関連する右記規程類を監査したが、改正は主に組織変更等によるものである。なお、廃棄物埋設施設放射線施設管理マニュアルについては、提言事項に示す「記録値に対する補正」に関係した記述を追加することが望まれる。(下記参照)</p>		<p>廃棄物埋設施設 放射線管理総括要領 E50401-004-21</p> <p>廃棄物埋設施設 放射線施設管理細則 F50401-019-14</p> <p>廃棄物埋設施設 放射線施設管理マニュアル G50401-022-12</p>
<p>(実地監査)</p> <p>放射線管理課の主な業務である管理区域管理、個人線量管理、線量当量等の測定の中から、線量当量等の測定業務を任意抽出してプロセス監査を行った。線量当量等の測定の補助業務はA社に外注されているが、廃棄物埋設施設放射線施設管理マニュアルに従って作業を行う労務外注的なものである。</p> <p>1. 調達管理及び業務仕様書の発行</p> <p>稟議書が3月15日に決裁され、調達管理要領に従って平成18年度の放射線管理補助業務が3月28日に正式にA社に発注された。委託業務仕様書が規定類に従って適切に作成されている。廃棄物埋設施設放射線施設管理マニュアルの最新版管理は配布先台帳(旧版回収含む)によって行われていることを確認した。</p> <p>2. 提出文書類の承認</p> <p>業務実施に先立って、業務計画書等の図書類がA社から提出され、業務開始までに承認されている。線量当量等の測定業務手順は、上記マニュアルに従うと記述されている。労務外注的な業務であり、別途A社の手順書は作成する必要性は必ずしもないと判断される。</p> <p>3. 業務に係る力量の確認</p> <p>放射線量測定を行う担当者は、力量評価の上で認定され、かつ適時教育・訓練が実施されていることをJNFL課員及びA社作業員各1名を任意抽出して確認した。</p> <p>4. 業務管理</p> <p>作業日報(施設放射線管理補助業務、放射能・水質分析補助業務、放射線測定器類保守管理補助業務、個人線量管理補助業務を一括)を用いて、当日の作業実績とともに翌日の作業名及び担当者等が指示されることを10月2日の例で確認した。業務における責任と権限が明確になっている。</p> <p>放射線当量等の測定がマニュアル通りに実施されているか否かを、8月9日及び9月28日の例で抜き取り監査した。記録は規定の様式で記入され、使用した機器名、測定者、合否判定結果及び判定者名が明記されていることを確認した。</p> <p>一部の測定記録で補助作業員が「測定値の補正」を行っていた。これは測定器から補正した測定値をプリンタ出力するところを失念したため、手計算で補正值を記載していたものであるが、補正の方法及び補正後の値の妥当性確認等が明確でない。(提言事項参照)</p>		

<p>5. 放射線量測定機器の校正 放射線線量当量の測定に2台の機器（TR-1, TR-2）が使用されているが、この機器の校正記録を確認した。校正周期は1回/年で、校正作業は力量認定されたA社の検査者が行い、放射線管理課員が合否判定していることを確認した。校正基準器名も明記されている。</p> <p>6. 作業報告書の承認 作業報告書は毎月発行され、JNFLで権限者が承認している。</p>	
<p>(第三者監査所見) 上記の監査範囲において、品質システムは良好に機能していると判断する。</p>	
<p>(提言事項) 廃棄物埋設施設放射線施設管理マニュアルに以下の項目を追記することが望ましい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 補正式の明示 ② 補正作業（ルーチン外業務）を行うことの許可権限者の要否 ③ 補正值の妥当性確認方法 <p>また、記録の一部に鉛筆書きのものがあり、消去不能な方法に変更することが望ましい。</p>	

平成 18 年度第 2 回 第三者定期監査日程及び出席者
(埋設事業部)

実施日	実施時刻	被監査部門等	実施内容	出席者	実施場所
11月27日	9:30~9:50	全被監査部門	オープニング ミーティング	対応者: [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] 事務局: [] [] []	濃縮・埋設 事務所 1-A
	10:00~11:20	安全管理部	監査	対応者: []	
	11:20~12:00	埋設計画部	監査	対応者: [] [] []	
	13:00~17:00	低レベル放射性 廃棄物埋設セ ンター	監査	対応者: [] [] [] []、 [] []、 [] [] [] []、 [] []、 [] []、 [] []、 []	
11月28日	9:30~11:00	安全管理部	監査	対応者: [] [] []	
	16:00~17:00	全被監査部門	クロージング ミーティング	対応者: [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] 事務局: [] [] []	

注記: 個人名はプライバシー保護のためマスキングとする。(日本原燃)